

主 文

被告人を懲役4年6月に処する。

未決勾留日数中70日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、A及び氏名不詳者と共謀の上、B株式会社（以下「B社」という）が所有する不動産の売買代金等の名目で金銭をだまし取ろうと考え、

第1 真実は、被告人がB社の代表取締役就任した事実はなく、被告人及びAにはB社が所有する（住所省略）の土地及び同土地の建物（以下「甲物件」という）を売却する権限がないのに、令和6年2月下旬頃から同年3月1日までの間、情を知らないC等を介し、合同会社D（以下「D社」という）の代表者であるE（当時66歳）及びF株式会社（以下「F社」という）の代表取締役であるG（当時41歳）に対し、「B社の代表取締役に就任するとともに祖母からB社の発行済全株式を譲り受けた被告人が、甲物件の売却を希望している」旨うそを言い、同年3月1日、（住所省略）のF社事務所等において、E及びGに対し、被告人が、自己をB社の代表取締役であると名乗った上、F社から登記申請業務を委託された司法書士のHらに被告人名義の自動車運転免許証を提示するなどして、B社の代表取締役になりすまし、「おばあちゃんから好きにしていってと言われて引き継いだ会社です」などうそを言って、甲物件を売却する権限を有しているかのように装い、E及びGに、被告人が甲物件の所有者であるB社の代表取締役としてその売却権限を有しており、D社がB社との間で甲物件の売買契約を締結するとともに、D社とF社との間で甲物件の売買契約を締結し、それぞれ約定の売買代金を支払えば、F社がB社から甲物件の所有権を取得できると誤信させ、よって、同年3月1日、F社事務所等において、Eに、売主をB社、買主をD社とし、D社が指定する者に対し売買代金の支払を条件としてB社から所有権を直接移転させる旨の甲物件の売買契約を締結させ

るとともに、E及びGに、売主をD社、買主をF社とする甲物件の売買契約を締結させ、手付金の名目で、Gから、a銀行b支店に開設されたD社名義の普通預金口座に5000万円を振込送金させるとともにEに現金5000万円を交付させた上、Eから、c銀行d支店に開設されたAが管理するB社名義の普通預金口座に現金5000万円を振込送金させるとともに現金5000万円の交付を受け、さらに、同年3月7日、F社事務所等において、売買代金等の名目で、Gから、Eに現金3億5267万9575円を交付させた上、Eからその全額の交付を受け、

第2 真実は、被告人がB社の代表取締役就任した事実はなく、被告人及びAにはB社が所有する（住所省略）の土地及び同土地の建物（以下「乙物件」という）並びに（住所省略）ほか1筆の土地及び同土地の建物（以下「丙物件」といい、乙物件と併せて「両物件」という）を売却する権限がないのに、令和6年2月下旬頃から同年3月5日までの間、C等を介して、E及び株式会社I（以下「I社」という）の代表取締役であるJ（当時39歳）に対し、「B社の代表取締役に就任するとともに祖母からB社の発行済全株式を譲り受けた被告人が、両物件の売却を希望している」旨を言い、同年3月5日、F社事務所等において、Jから両物件の各売買契約の締結手続等を委託されたKに対し、被告人が、自己をB社の代表取締役と名乗った上、I社から登記申請業務を委託された司法書士のLらにHを介して被告人名義の自動車運転免許証を提示するなどして、B社の代表取締役になりすまし、両物件を売却する権限を有しているかのように装い、J及びKに、被告人が両物件の所有者であるB社の代表取締役としてそれらの売却権限を有しており、D社がB社との間で両物件の売買契約を締結するとともに、D社とI社の間で両物件の売買契約を締結し、それぞれ約定の売買代金を支払えば、I社がB社から両物件の所有権を取得できると誤信させ、よって、同年3月5日、F社事務所等において、Eに、売主をB社、買主をD社とし、D社が指定する者に対し売買代金の支払を条件として

B社から所有権を直接移転させる旨の両物件の売買契約を締結させるとともに、E及びKに、売主をD社、買主をI社とする両物件の売買契約を締結させ、手付金の名目で、Kから、Eに、現金2億3000万円を交付させた上、Eから現金2億円の交付を受け、さらに、同年3月7日、F社事務所等において、売買代金等の名目で、Jから、Eに、現金16億530万7980円を交付させた上、Eから現金8億496万8596円の交付を受け、もって、それぞれ人を欺いて財物を交付させた。

(証拠の標目)

(略)

(法令の適用)

(略)

(量刑の理由)

本件は、被告人らが、共謀の上、会社の代表取締役になりすまして同社が所有する不動産につき権限なく売買契約を締結し、買主から売買代金等をだまし取った詐欺2件の事案である。

被告人らは、あらかじめ用意しておいた代表取締役名義の偽造運転免許証や会社の法人印等を使い、虚偽の株主総会議事録等を作成するなどして偽の代表取締役を仕立て上げ、不動産の売却権限があるかのように装って、買主ら関係者をだました。巧妙な手口の計画的で悪質な犯行である。被害総額は14億5000万円余りに上っており、結果も大きい。

このような犯行において、被告人は、売買契約等の席で偽の代表取締役として振る舞い、関係者らを欺く上で不可欠な役割を果たし、580万円もの報酬を手にした。犯行に関与することになったそもそものきっかけは、ギャンブルで抱えた借金の返済のために報酬を得たいというもので、身勝手であり非難を免れない。

もともと、被告人は、共犯者から指示されるがまま、書類等を入手したり、代表取締役であるかのような言動を取ったりしたのであるし、当初から本件詐欺の全容

を知った上で主体的に犯行に関わったわけではない。また、その供述によれば、共犯者から脅されて関与を続けざるを得ない面があったことは否定できない。受け取った報酬も、それ自体は高額であるが、被害総額からみれば小さい。

以上に加え、一般情状を踏まえて検討すると、犯行態様の悪質さ、結果の重さ、その果たした役割の重要性などに照らし、被告人を相応の期間の実刑に処すべきであるが、指示役らに比してその関与の程度が小さいことのほか、自由刑の前科はなく、事実を認めて反省の態度を示していることなども考慮して、主文の刑が相当であると判断した。

(求刑 懲役6年)

令和7年11月6日

大阪地方裁判所第14刑事部

裁 判 官      倉   成      章